

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「**簡素** (わかりやすく事務負担が少ない)」 「**迅速** (特に低所得の方々)」 「**適切** (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】 令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】 令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付 調整給付

定額減税しきれないと見込まれる方に、

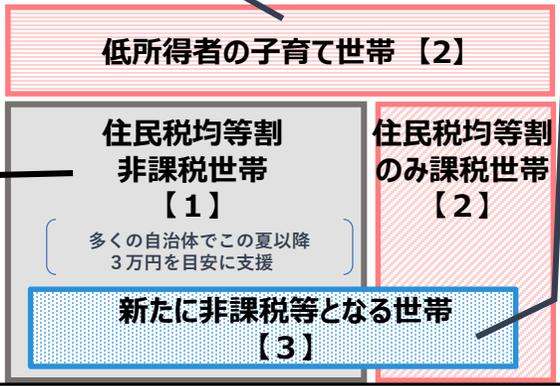
- ・ 減税額確定 (令和7年3月確定申告) を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付
- ・ 自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付

※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート



定額減税しきれないと見込まれる方
【4】

不足額給付

住民税所得割/所得税納税者

定額減税
1人4万円※× (本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

不足額給付対象者について

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者

➔ **プッシュ型（支給確認書方式・お知らせ方式）を基本に給付** ※転出入者を除く

＜給付対象となりうる者の例＞

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった者
- こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加したことにより、
「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった者
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた者

II 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす者

- ✓ 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(≡本人として定額減税対象外)
- ✓ 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(≡扶養親族等としても定額減税対象外)
- ✓ 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

(≡一体措置の対象外)

➔ **申請型を基本に給付**

＜給付対象となりうる者の例＞

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)
 - 合計所得金額48万円超の者
- ➔ 給付対象者となりうる可能性があるため、上記要件を満たすか確認

※なお、当初調整給付対象者であっても、令和7年1月1日時点で非居住者、死亡者の場合は、不足額給付対象者とはならない。

不足額給付Ⅱ（詳細）

【給付対象】(個人単位で給付)

※本スライドの税額は全て定額減税適用前、税額控除後の意

以下のいずれの要件も満たす者(⇒基本的に必要書類の提出(申請)を行って頂くことが必要)

- 所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
(本人として、定額減税の対象外であること)
- 税制度上、「扶養親族」対象外(⇒青色事業専従者・事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の者)
(扶養親族等として、定額減税の対象外であること)
- 低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
(一体措置の上で低所得世帯向け給付対象でないこと)

【給付額】 原則4万円(定額)

※R6.1.1時点で国外居住者であった場合には3万円。

【提出(申請)を求める資料】

<div style="text-align: center;">< 確認事項 ></div> <div style="text-align: center;">< 対象者属性 ></div>	所得税、個人住民税所得割が いずれも定額減税前0であること	制度上、扶養親族対象外 ・青色事業専従者・事業専従者(白色) ・合計所得金額48万円超	低所得世帯向け給付の 受給有無
青色事業専従者・ 事業専従者(白色)	①②⑥	青色事業専従者・事業専従者(白色)の確認 ①③	④⑤⑥
合計所得金額 48万円超の者	①②⑥	合計所得金額48万円超の確認 ①②	④⑤⑥

< 提出を求める資料(例) ※控えやコピーでも可 >

申請者において自治体間の異動がない場合など、自治体で容易に把握できる情報については提出不要とすることも可能(例：②、④、⑤や①、③の一部)

- ①申請者の令和6年分源泉徴収票又は令和6年分確定申告書の控え
- ②申請者の令和6年度税額決定通知書又は令和6年度(非)課税証明書
- ③(事業主)令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書
- ④住民票の写し(世帯全員)
- ⑤世帯全員の令和5年度及び令和6年度(非)課税証明書
- ⑥低所得世帯向け給付、当初調整給付を受給していない旨の確認書(誓約書)

- ※令和6年分所得税の税額・合計所得金額を把握するための資料
- ※令和6年度分個人住民税所得割の税額・合計所得金額を把握するための資料
- ※青色事業専従者・事業専従者(白色)を把握するための資料
- ※世帯員を把握するための資料
- ※世帯主及び世帯員の令和5年度分及び令和6年度分個人住民税の税額を把握するための資料
- ※受給していないことの確認書(書類がなく確認できない場合の誓約書含む)

不足額給付Ⅱ（対象者のイメージ）

<ケース①>

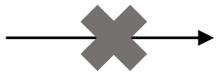
（例）夫(個人事業主)・妻(事業専従者)の世帯

Ex.)納税者である夫の個人商店を手伝う事業専従者（配偶者控除・扶養控除の対象とならない）の妻であって、自身の給与収入が概ね100万円に満たない（所得税・住民税が課されない）場合

世帯

夫（事業主・納税者）

妻（夫の事業専従者
給与収入50万円・非課税）



扶養
とならない



✓ 定額減税の対象
1人（本人）
× 4万円
= 4万円

✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒①本人は定額減税対象外
✓ 事業専従者
⇒②夫の定額減税においても扶養親族等とならない

※税制上、事業専従者は、所得に関わらず扶養親族等には該当しないとされている。

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外

<ケース②>

（例）父・息子(納税者)・息子の妻の世帯

Ex.) 公的年金収入が158万円（合計所得金額48万円）超、概ね170万円以下（所得税・住民税が課されない）である65歳以上の高齢者が、納税者である息子等と同居している場合

世帯



父（年金収入165万円：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒①本人は定額減税対象外
✓ 年金収入158万円（合計所得金額48万円）超
⇒②息子の定額減税においても扶養親族等とならない



扶養とならない



息子（納税者）

✓ 定額減税の対象
2人（本人と妻）
× 4万円
= 8万円



息子の妻

（収入なし：非課税）

✓ 所得税・住民税ともに課されない
⇒本人は定額減税対象外
✓ 息子の定額減税において扶養親族等となる



扶養となる

✓ 納税者が世帯にいるため、③低所得世帯向け給付の対象外